

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ポロシリ福祉会定款第21条に基づき、役員の報酬等について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事長・理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 役員の報酬は、年度予算の範囲内において支給することができる。

2. 理事長・副理事長業務の報酬は、年額50,000円とする。
3. 無報酬を希望する役員は、理事会、評議員会で承認を受けなければならない。

(費用弁償)

第4条 役員が理事会・役員会並びに評議員会等の会議に出席した時は、法人旅費規程によりその費用を弁償する。

(旅費支給)

第5条 役員が理事長の命を受けて法人並びに施設の業務のために出張する場合は、法人旅費規程により旅費を支給する。

(適用除外)

第6条 法人の職員を兼務する役員には、この規程は適用しない。

附 則

- 1 この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
- 2 この規程は、平成28年11月30日から施行する。
- 3 この規程は、平成29年10月27日から施行する。
- 4 この規程は、平成29年12月 1日から施行する。